

掲示事項（介護予防）居宅療養管理指導

運営規程の概要

フリガナ	〇〇〇〇ハウモンカンゴ							サービスの種類	(介護予防)居宅療養管理指導					
事業所名	〇〇〇〇訪問看護							事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					
所在地	〒000-0000							フリガナ	フクシ ハナコ					
	新潟市中央区新光町〇〇番地△△							管理者	福祉 華子					
連絡先	電話番号	025-000-0003						FAX番号	025-000-0002					
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日	年末年始(12月31日~1月3日) お盆(8月13日~8月15日)				
	休	〇	〇	〇	〇	〇	休	休						
営業時間	平日	8:30~17:30						備考	利用者の希望に応じて、営業日以外でもサービス提供可能な体制とする。					
	土曜日	-												
	日曜・祝日	-												
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)											
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)											
その他の費用	交通費 実費(ただし自動車を使用した場合は、1kmあたり▲▲円)													
通常の事業の実施地域	新潟市〇〇区、新潟市〇〇区													
	備考													

従業員の勤務体制

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
医師		
歯科医師		
薬剤師		
歯科衛生士等		
管理栄養士		
看護職員	4人以上	1人以上

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割又は3割負担となります。

《居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導共通》

取扱要件			単位	基本利用料	利用者負担金	
					(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
医師が行う場合	(介護予防)居宅療養管理指導費Ⅰ	同一建物居住者1人	(514)	5,140	514円	5,140円
		同一建物居住者2人以上9人以下	(486)	4,860	486円	4,860円
		上記以外	(445)	4,450	445円	4,450円
	(介護予防)居宅療養管理指導費Ⅱ	同一建物居住者1人	(298)	2,980	298円	2,980円
		同一建物居住者2人以上9人以下	(286)	2,860	286円	2,860円
		上記以外	(259)	2,590	259円	2,590円
歯科医師が行う場合		同一建物居住者1人	(516)	5,160	516円	5,160円
		同一建物居住者2人以上9人以下	(486)	4,860	486円	4,860円
		上記以外	(440)	4,400	440円	4,400円
薬剤師が行う場合	病院又は診療所	同一建物居住者1人	(565)	5,650	565円	5,650円
		同一建物居住者2人以上9人以下	(416)	4,160	416円	4,160円
		上記以外	(379)	3,790	379円	3,790円
	薬局	同一建物居住者1人	(517)	5,170	517円	5,170円
		同一建物居住者2人以上9人以下	(378)	3,780	378円	3,780円
		上記以外	(341)	3,410	341円	3,410円
情報通信機器を用いた場合		上記基本料金に加えて	(45)	450	45円	450円
特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合		上記基本料金に加えて	(100)	1,000	100円	1,000円
管理栄養士が行う場合	(介護予防)居宅療養管理指導費Ⅰ	同一建物居住者1人	(544)	5,440	544円	5,440円
		同一建物居住者2人以上9人以下	(486)	4,860	486円	4,860円
		上記以外	(443)	4,430	443円	4,430円
	(介護予防)居宅療養管理指導費Ⅱ	同一建物居住者1人	(524)	5,240	524円	5,240円
		同一建物居住者2人以上9人以下	(466)	4,660	466円	4,660円
		上記以外	(423)	4,230	423円	4,230円

歯科衛生士等が行う場合	同一建物居住者1人 (361)	3,610	361 円	3,610 円
	同一建物居住者2人以上9人以下 (325)	3,250	325 円	3,250 円
	上記以外 (294)	2,940	294 円	2,940 円

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	1	有り	実施日	令和 年 月 日				
			評価機関名称					
			結果の開示	1	あり	2	なし	
	2	無し						